

広島市告示（東区）第59号

令和8年8月13日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年8月13日から同月27日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の 種 類	路 線 名	変 更 区 間	旧新 別	敷地の幅員	敷地の延長
県道	府中祇園線	東区中山西二丁目 684番地1 地先から	旧	メートル 9.20 ～ 9.30	メートル 27.20
		東区中山西二丁目 682番地6 地先まで	新	メートル 12.20 ～ 13.20	メートル 27.20